

ビスを実施していたり、一の介護サービス事業所で不正等が判明した場合に、同一の介護サービス事業者が運営する別の事業所でも不正等が疑われることもある。このような場合には、医療関係部局、障害、生活保護等の福祉関係部局など関係部局、関係機関との連携、不正が疑われる他の事業所の指定を行っている自治体への情報提供等についても配慮されたい。

また、都道府県におかれては、引き続き、都道府県の指定事務等を移譲している市町村を含め当該都道府県内の市町村に対し、都道府県が行う集団指導の資料の提供等情報共有を行うなど、当該都道府県内の関係自治体が連携して効果的な指導監督が行えるよう検討されたい。

(5) 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」において、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされ、今年度が最終年度となっているところである。

これまで各自治体における計画的実施により、必要な改善指導への移行や法人における自己点検の促進につながるなど、一定の成果をあげているものと認識している。本監査については今年度で終了となるが、今後も営利法人のみならず事業者の自己点検等を促す観点から、自己点検シートの提供による点検励行などの取組も検討されたい。

なお、全体計画及び単年計画並びに監査の実施状況については、別途、報告等をいただくこととしているのでご協力願いたい。

2 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、介護サービス事業者は、利用者等に対する適切なサービス提供のみならず、法令等の自主的な遵守が求められている。

このため、介護保険法に業務管理体制の整備・届出を位置付け、法令等遵守の義務の

履行を制度的に確保し、不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図っていくことが最も重要であり、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、適切な助言を行い、事業者自らが適切な体制を整備し、改善が図られるよう支援していく必要がある。

(1) 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出ることとされており、各自治体におかれては、各事由に係る届出未済防止の観点から、新規指定申請時、指定更新時または集団指導など事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出状況の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いする。

また、未届事業者の場合は確認検査を実施できないこととなるため早急に未届事業者を把握し届出の督促に努められたい。

なお、事業者の事業展開地域拡大等に伴い所管行政機関の変更が生じた場合は、変更前と変更後の行政機関間で連携を図り、円滑な事務処理にご留意願いたい。

届出情報の管理にあたっては、業務管理体制データ管理システムの運用に引き続きご協力いただきたい。

(2) 業務管理体制に係る確認検査

ア 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じて改善に向け事業者が自主的に取組まれるよう助言を行うものである。

そのため、平成22年度より各自治体において、所管する事業者の数や地域の実情に応じ検査実施計画を策定のうえ、適切に実施されるようお願いしてきたところであるが、検査を実施している自治体は増加しているものの、都道府県単位では全体の約64%と低調であるため、現在、未実施の自治体においては早急に検査計画を策定し検査の実施をお願いする。

また、各自治体における所管事業者の多くは小規模事業者であり、業務管理体制の整備に関する義務づけについての認識が不十分な事業者も見受けられるため、制度の理解の促進及び業務管理体制の強化等につながるよう検査方法の確立・検査計画の策定にあたられたい。

一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、書面検査、実地検査のどちらの手法でも差し支えなく、事業所指導との一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査との合同実施など、効率的な実施も可能である。

また、検査の実施に当たっては、事業者の規模・法人種別等に応じ、不正行為の未然防止のための適切な業務管理体制が整備されているかについて検証し、問題点については事業者側の主張を聴取した上で、事業者自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けることが重要となる。

そのため、特に書面検査を実施している自治体においては、機械的・画一的な検査とならないよう、その内容等に問題点が認められた際に、改めて実地検査を行うなど実効性のある検査の実施をお願いする。

なお、事業者自らの業務管理体制の強化への取組を促すため検査結果において把握できた優良事例、行政処分を受けた事業者の事例の紹介などを取りまとめ、集団指導の場やホームページで情報提供を行う等、様々な機会を捉えて積極的な事業者支援に取り組まれたい。

イ 特別検査

特別検査は、事業者の指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、当該事業者について、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認・検証を行うとともに、併せて連座制の適用を判断するための不正行為への組織的関与の有無の確認を行うものである。

実施にあたっては、組織的関与の有無の検証に留まらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認・検証についても適切に実施し、必要に応じ改善勧告等を行われたい。

特別検査の実施の契機としては、結果的に指定等取消処分に至った事案に限らず、